

[事案 2023-329] 運用成果額支払請求

・令和6年10月3日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足等を理由に、運用成果額等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成26年11月に募集代理店を通じて契約した変額個人年金保険について、以下の理由により、契約から9年が経過したにもかかわらず、一度も運用成果額の支払いを受けていないことに納得できないため、2回の運用成果額の支払い、または保険関係費用および資産運用関係費用の半額の支払いを求める。

- (1)本契約は、60歳で契約し、据置期間15年の間に死亡した場合には基本給付金額（一時払保険料相当額）または積立金額のいずれか大きい額が保険金受取人に支払われることになっており、これのみでは魅力に欠けるものの、募集人から運用成果の受取りがかなり期待できると勧められたので契約した。
- (2)契約時期は異なるが、本契約と同種の保険で他の契約者が運用成果額を受け取っている事例があり、契約時期が異なるだけで不公平が生じるのは全く理解できない。
- (3)契約時から今日までの金融市場は、右肩上がり推移していると考えられ、運用成果が上がらないことが理解できない。

<保険会社の主張>

募集人は、運用成果額の受取りを過度に期待させるような説明や、運用成果額を複数回受け取れることを約束するような説明を行っておらず、パンフレットや契約締結前交付書面の内容に沿った所要の説明を行っていることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。